

新型コロナウイルスに関する注意喚起(その 113):
本 21 日深夜よりオークランドはレベル 3

令和 3 年 9 月 21 日
在オークランド日本国総領事館

【ポイント】

- オークランドは、本 21 日(火)23:59 よりレベル3に下がります。同レベルは、2週間は維持される見込みです。NZ 政府は、10 月 4 日(月)に、レベルの再検討を行います。
- ハウラキ北部(ワイカト地方)の居住者等について、9 月 24 日(金)までレベル4と同等の措置が適用されます。
- オークランド及びハウラキ北部以外の地域は、レベル2が当面の間維持されます。なお、本 21 日(火)23:59 より、レベル2における屋内での集会の人数制限は、50 人から 100 人に緩和されます。
- レベル4以来、当館領事窓口へのご来館は予約制としておりますところ、この措置はレベル2に引き下げられるまで継続します。

【本文】

1. 9 月 20 日午後 4 時、アーダーン首相及び保健省は記者会見を行い、以下について発表しましたので、お知らせします。

- オークランドは、9 月 21 日(火)23:59 より国内警戒レベル 3 に下げる。同レベルは、2 週間維持する予定。10 月 4 日(月)に再検討を行う。
- レベル3では、引き続き「バブル」(注1)内に留まり、友人等別のバブルを訪問しないことが重要である。
- ハウラキ北部(ワイカト地方)に、9 月 8 日以降、居住又は勤務した人、若しくは同地域を訪問した人については、9 月 24 日(金)23:59 まで、レベル4と同等の措置が適用される(注2)。
- レベル3では、高校でのマスク着用を求めることとした(注:レベル3で通学できるのは一部の子供のみ)。
- オークランド以外の地域は、レベル2が当面の間維持される。なお、9 月 21 日(火)23:59 より、レベル2における、屋内での集会の人数制限を、これまでの 50 人から 100 人に緩和する。

(注1)NZ 政府は、「バブル」について、「日々一緒にいる人(the group of people you have day-to-day, physical contact with)」と説明しており、レベル別に範囲を指定しています。レベル3の「バブル」の範囲については、以下をご覧ください。

<https://covid19.govt.nz/activities/household-bubbles/#household-bubbles-at-alert-level-3>

(注2)ハウラキ北部では、19 日に 3 件の陽性例が確認されたため、レベル4と同等の特別な措置(自宅待機等を含む保健法第 70 条に基づく措置)が適用されています。同措置の内容及び地域の範囲は、以下をご参照下さい。

<https://covid19.govt.nz/alert-levels-and-updates/regional-advice/upper-hauraki/#upper-hauraki-area>

<https://covid19.govt.nz/alert-levels-and-updates/latest-updates/section-70-notice-issued-for-northern-hauraki-locals-visitors-workers-required-to-isolate-get-tested/>

2. 市中感染及びワクチン接種の状況

9 月 14 日からの 1 週間において、1日の新規感染者数は 11~24 人で推移しています。今回の感染拡大における陽性者は合計 1071 人となり、その内 694 人は回復しています。

ワクチンについては、NZ では、約 300 万人が 1 回目接種済み(ワクチン対象人口の約7割)、この内約 160 万人が 2 回目接種済み(同約4割)となっています。

3. 国内警戒レベル

(1)レベル3では、引き続き自身のバブル内に留まることが求められます。また、可能な限り在宅勤務が求められ、幼稚園、保育園及び学校(NZの1年生～10年生)は保護者が出勤せざるを得ず、他に面倒を見る人がいない生徒のみ受け入れ可能で、11～13年生は自宅学習が求められます。大学等高等教育機関はオンライン授業のみとなります。集会は、結婚式と葬儀に限り10人以内の集会が可能です。詳細は以下をご覧ください。

<英語>

<https://covid19.govt.nz/alert-levels-and-updates/alert-level-3/>

<日本語> * 更新が遅いため、最新情報は英語版をご参照ください。

<https://covid19.govt.nz/iwi-and-communities/translations/japanese/the-alert-levels/living-at-level-3/>

(2)レベル別ルールの概要

<https://covid19.govt.nz/assets/resources/tables/COVID-19-Alert-Levels-summary-table.pdf>

(3)レベル別・分野別の詳細

<https://covid19.govt.nz/assets/resources/tables/COVID-19-Alert-Levels-detailed-table.pdf>

4. 感染者の立寄り先(Locations of Interest、以下リンク)を、随時確認し、該当者は、指示(検査を受ける等)に従って下さい。

(保健省:感染者立寄り先)

<https://www.health.govt.nz/our-work/diseases-and-conditions/covid-19-novel-coronavirus/covid-19-health-advice-public/contact-tracing-covid-19/covid-19-contact-tracing-locations-interest>

5. レベル2になるまでは、当館領事窓口(パスポート、証明、戸籍届出、ビザ等)での申請受付等は、全て電話による予約制とさせていただきます。詳細は下記リンクをご覧ください。

なお、出生届(出生の日から3か月以内)については、期限内の手続きが必要ですので、お早めにご連絡ください。その他、旅券の期限前更新手続き等についてご相談のある方についても、お早めにご連絡ください。

(新型コロナウイルスの影響に伴う予約制の導入)

<https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/files/100223377.pdf>

※当館 HP(日本語)には、過去に発出したお知らせを掲載していますほか、当館 HP(英語)にも関連情報を掲載していますのでご覧ください。また、在ニュージーランド日本国大使館の新型コロナウイルス関連ページに関連リンク等を掲載しています。緊急事態時には、大使館のフェイスブックも合わせてご確認ください。

<在オークランド日本国総領事館>

https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid19_j.html (日本語)

https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itpr_en/visa.html (英語)

<在ニュージーランド日本国大使館>

https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona_vrs_j.html (日本語)

https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr_en/corona_vrs.html (英語)

<https://www.facebook.com/JICC.NZ> (フェイスブック)